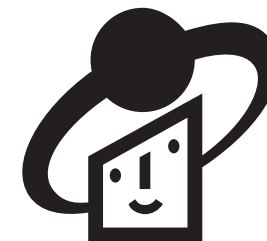


マドリッド協定議定書(マドリッドプロトコル)
に基づく

国際商標出願

様 式 集



平成21年度

特 許 庁

国際商標出願室

お問い合わせ先

特許庁国際商標出願室

〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3

TEL: 03-3581-1101

本国官庁担当 内線2671

指定国官庁担当 内線2672

FAX: 03-3580-8033

目 次

I. 本国官庁へ提出する手続の様式（記載見本／参考訳）

1. 国際登録願書【MM 2】	1
2. 事後指定書【MM 4】	9
3. 国際登録の更新の申請書【MM 1 1】	1 4
4. 名義人の変更の記録の請求書【MM 5】	1 6
5. 優先順位的主張【MM 1 7】	1 9
6. 標章を使用する意思の宣言書【MM 1 8】	2 1

II. 国際事務局へ提出する手続の様式（英語／参考訳）

1. 事後指定書【MM 4】	(注)
2. 名義人の変更の記録の請求書【MM 5】	(注)
3. 商品及び役務の一覧表の減縮の記録の請求書【MM 6】	2 2
4. 放棄の記録の請求書【MM 7】	2 6
5. 国際登録の取消の記録の請求書【MM 8】	2 9
6. 名義人の氏名若しくは名称又は住所の変更の記録の請求書【MM 9】	3 2
7. 代理人の氏名若しくは名称又は住所の変更の記録の請求書【MM 1 0】	3 6
8. 国際登録の更新の申請書【MM 1 1】	(注)
9. 代理人の選任の届出書【MM 1 2】	3 8
10. ライセンスの記録の申請書【MM 1 3】	4 0
11. ライセンスの記録の修正の請求書【MM 1 4】	4 5
12. ライセンスの記録の取消の請求書【MM 1 5】	4 8
13. 優先順位的主張【MM 1 7】	(注)

14. 標章を使用する意思の宣言書【MM18】 (注)
15. 名義人の処分権の制限【MM19】 50

(注) 『Ⅱ. 国際事務局へ提出する手続の様式』中、「事後指定書【MM4】」、「名義人の変更の記録の請求書【MM5】」、「国際登録の更新の申請書【MM11】」、「優先順位の主張【MM17】」及び「標章を使用する意思の宣言書【MM18】」については、前記『Ⅰ. 本国官庁へ提出する手続の様式』の様式と同様です。

Ⅲ. 欧州共同体へ提出する手続の様式（英語／参考訳）

1. 切替から生ずる事後指定【MM16】 52

国内手続書面（※国内手続書面は別冊テキスト「手続集」に掲載）

<本国官庁 手続書面>

1. 方式不備通知 手続集 4 1
2. 差替書面提出書 手続集 4 2
3. 指定商品（役務）の分類欠陥通知 手続集 4 4
4. 意見書 手続集 4 5
5. 指定商品（役務）の表示欠陥通知 手続集 4 7
6. 欠陥是正提案書 手続集 4 8

<指定国官庁 手続書面>

1. 代理人受任届 手続集 9 1
2. 代理人住所変更届 手続集 9 2
3. 意見書 手続集 9 5
4. 手続補正書 手続集 9 6
5. 期間延長請求書 手続集 9 7
6. 手続補正書（方式） 手続集 9 8
7. 審判請求書 手続集 10 5